

越 監 公 表 第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成31年2月に定期監査を
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年4月10日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象（主として平成30年度分）

環境経済部所管の財務に関する事務

- ・環境政策課
- ・リサイクルプラザ
- ・産業廃棄物指導課
- ・産業支援課
- ・観光課
- ・農業振興課 農業技術センター

農業委員会事務局所管の財務に関する事務

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、平成30年度の監査対象とした。

○ 前回の監査期間 平成27年10月9日から同年11月27日まで

《環境経済部》

- ・環境政策課
- ・リサイクルプラザ
- ・産業廃棄物指導課
- ・産業支援課
- ・観光課
- ・農業振興課 農業技術センター

《農業委員会事務局》

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

環境経済部は環境政策、廃棄物の処理並びに処理施設の許可等及び産業の振興発展に関することなど、農業委員会事務局は農地の保有及び利用等に係る事務に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、収入事務、契約事務及び臨時職員賃金の支出事務などについて主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
2 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	ア 契約書、見積書等関係書類は確実かつ確実に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
3 不当・不適切な契約が発生するリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。また、例外的に1者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。
4 過大支給・過少支給が発生するリスク	臨時職員賃金の支出について ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 イ 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

(2) 支出事務

- ① 超過勤務手当・旅費の計算事務
- ② 契約事務

- ③ 補助金等の交付事務
- ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

5 監査の期間

平成30年12月11日（火）から平成31年2月19日（火）まで

II 事務の概要

環境経済部及び農業委員会事務局の主な事務は次のとおりである。

(越谷市組織規則等による。)

課 名	主 な 事 務
環境政策課	(1) 環境政策に係る企画、計画の推進及び総合調整に関すること。 (2) 環境審議会に関すること。 (3) 鳥獣保護等に関すること。 (4) 公害の防止に関すること。 (5) 公害に係る苦情処理及び広聴会に関すること。 (6) 常時監視測定局に関すること。 (7) 浄化槽の設置に係る指導等に関すること。 (8) その他生活環境の保全に関すること。
リサイクルプラザ	(1) 一般廃棄物の処理等に関すること(処理施設の許可等を除く。) (2) 一般廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること。 (3) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 (4) ふれあい収集に関すること。 (5) し尿処理に関すること。 (6) 環境美化に関すること。 (7) リサイクルプラザの管理運営に関すること。 (8) 最終処分場に関すること。
産業廃棄物指導課	(1) 一般廃棄物処理施設の許可等に関すること。 (2) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可等に関すること。 (3) 産業廃棄物の適正な処理に関すること。 (4) 廃棄物再生事業者の登録等に関すること。 (5) 廃棄物処理施設専門委員会に関すること。 (6) 産業廃棄物処理施設設置等調整委員会に関すること。 (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の許可等に関すること。 (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関すること。 (9) 土砂の堆積の許可等に関すること。

産業支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産業の振興発展に関すること。 (2) 商工業に関すること。 (3) 商工団体の指導育成に関すること。 (4) 商工対策委員会に関すること。 (5) 中小企業の金融の円滑化、資金融資等に関すること。 (6) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく届出の受理、勧告、命令等に関すること。 (7) 雇用対策、就業支援及び勤労者支援に関すること。 (8) 労働相談等に関すること。 (9) 産業雇用支援センターに関すること。
観光課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光資源の活用及び観光の奨励に関すること。 (2) 特産品等の周知に関すること。 (3) 越谷ブランド認定品に関すること。 (4) 越谷の魅力及び都市のイメージの向上に係る調査研究に関すること。
農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業政策に関すること。 (2) 都市農業の推進に関すること。 (3) 農業者等の確保及び育成に関すること。 (4) 農業及び農地に対する市民理解の向上に関すること。 (5) 農地の保全及び有効活用に関すること。 (6) 農業環境の衛生及び改善に関すること。 (7) 農政審議会に関すること。 (8) 卸売市場に関すること。 (9) 土地改良及び農業生産基盤の保全管理及び整備に関すること。
農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園芸作物の試験研究及び調査に関すること。 (2) 優良種苗の育成及び普及に関すること。 (3) 土壌の分析及び改良指導に関すること。 (4) 農業生産技術の普及及び研修に関すること。 (5) 農業経営の改善及び指導に関すること。 (6) 農業者への情報提供及び経営支援に関すること。 (7) 農業生産者と消費者との交流に関すること。 (8) 施設の管理運営に関すること。 (9) その他農業振興に関すること。

農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公印の管守に関する事。 (2) 委員会の会議に関する事。 (3) 諸証明の発行に関する事。 (4) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)、その他の法令の規定により、委員会の権限に属する事項に関する事。 (5) 農地等の利用関係についてのあっせん及び和解の仲介に関する事。 (6) 国有農地等の管理に関する事。 (7) 農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関する事。 (8) 農業者年金に関する事。 (9) 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する事。 (10) 農地等の贈与税及び相続税の納税猶予に関する事。 (11) 農地台帳及び農地に関する地図の整備、管理及び公表に関する事。 (12) 農地等の利用の最適化の推進に関する事。 (13) 前各号に掲げるもののほか、農地等に係る事務に関する事。 (14) 事務局の庶務に関する事。
----------	---

III 監査の結果

今回監査を実施したところ、農業委員会事務局所管の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

環境経済部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。なお、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 収納事務において、貸付収入の徴収金額に誤りのあるものがあつた。

市民農園の貸付けにかかる賃料の算定方法については、越谷市市民農園事務取扱要領に規定されている。

当該賃料の徴収金額を確認したところ、計算に誤りがあつたため賃料を過大に徴収していたものである。(農業振興課)

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間分の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(環境政策課・観光課)
- ② 直行直帰の旅行命令において、在勤地から目的地までの旅費額を限度としていなかったため過支給となっていたもの。(産業廃棄物指導課)
- ③ 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(産業廃棄物指導課)
- ④ 庶務事務システムへの入力誤りがあったため過支給となっていたもの。(観光課)

(2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたものである。(観光課)

【指導事項】

<収入事務>

(1) 収納事務

- ① 納期限の設定に誤りがあったもの。(リサイクルプラザ・産業支援課・農業振興課)
- ② 会計規則どおりに督促状の送付が行われていなかったもの。(リサイクルプラザ・農業技術センター)

(2) その他(調定、収納、現金取扱事務以外)の収入事務

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(環境政策課)

<財産管理>

(1) 物品の管理

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(環境政策課)

(2) 公有財産の管理

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(リサイクルプラザ)